

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月13日
【発行者名】	マリモ地方創生リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 北方 隆士
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
【事務連絡者氏名】	マリモ・アセットマネジメント株式会社 財務管理部長 島田 勝博
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
【電話番号】	03-6205-4755
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

マリモ地方創生リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の役員会において、本投資法人の主要な関係法人である会計帳簿の作成及び納税に関する一般事務受託者の異動について、以下のとおり決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項第2号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第117条第6号に規定する事務に関して、以下のとおり一般事務受託者の追加を決定しました。

（1）主要な関係法人（一般事務受託者）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

a. 名称

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目4番1号

b. 資本金の額

6,000万円

c. 関係業務の概要

帳簿の月次レビュー業務等の月次業務

償却資産税申告書の作成（信託銀行への報告に限ります。）等のその他業務

（2）当該異動の理由及びその年月日

a. 異動の理由

本投資法人は、投信法第117条第6号に規定する事務のうち会計帳簿の作成及び納税に関する事務について、令和アカウンティング・ホールディングス株式会社に委託することを決定しました。これに伴い、令和アカウンティング・ホールディングス株式会社が本投資法人の主要な関係法人に該当することになるためです。なお、従前より投信法第117条第6号に規定する事務のうち会計帳簿の作成及び納税に関する事務を委託していた本投資法人の主要な関係法人である税理士法人令和会計社には、2021年4月1日以降、投信法第117条第6号に規定する事務のうち納税に関する事務を引き続き委託しています。

b. 異動の年月日

2021年4月1日